

## 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金に係る Q&A

**Q1 川西市内に本社(法人)があり、サービス事業者は川西市外にある場合、補助対象者となるのか。**

A1 ならない。川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定により、川西市内に事業所又は施設を有する介護サービス事業者が対象となる。

**Q2 ケアプランデータ連携システム(以下「システム」という。)を導入したのは4月で、活用を始めたのが9月の場合、補助対象者となるのか。**

A2 ならない。交付要綱第2条第4号の規定により、交付申請の日においてシステムを導入している介護サービス事業者は補助対象外となる。

**Q3 システムを導入した後のデータ通信量等のランニングコストは補助対象経費となるのか。**

A3 ならない。交付要綱第3条各号に該当する費用のみが補助対象経費となる。

**Q4 補助金の額の上限10万円とは、交付要綱第3条各号につき上限10万円となるのか。**

A4 各号の合算した金額として、上限10万円となる。

**Q5 システムを導入するにあたり、標準仕様に対応したパソコンに買い換える費用として算定しても良いか。**

A5 差し支えない。

**Q6 システムの活用に係る研修を実施したいと考えているが、どこに頼めば良いか。**

A6 介護情報基盤ポータル(<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>)に掲載されている「介護事業所向け導入支援事業者一覧」を参考にしてもらいたい。

**Q7 「介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費」の具体例を知りたい。**

A7 具体例は以下のとおり、事業所グループの構築に直接資する取組に要する経費が考えられる。

ただし、システム導入後の通常の運営経費や、グループ構築との関連性が認められない経費については対象外となる

- ・連携先となる居宅介護支援事業所やサービス事業所への訪問に係る経費
- ・グループ参加事業所を募るための説明会やセミナーの開催経費
- ・ケアプランデータ連携システムの理解促進や参加勧奨のための資料作成費
- ・事業所グループの構築に向けた打合せ等に要する経費

**Q8 補助金の交付申請期間を知りたい。**

A8 申請期間は令和8年 8 月 3 日(月)から令和9年2月26日(金)までとする。

**Q9 交付申請するより前に発生した経費は、補助対象経費として計上しても差し支えないか。**

A9 計上できない。市からの交付決定通知日以降の経費が、補助対象経費となる。

**Q10 変更交付申請をするのは、どのような場合か。**

A10 変更交付申請が必要なのは次のとおり。

金額の増減があった場合や、事業の中止もしくは廃止になった場合。

**Q11 Q10 に付随して、日程の変更や PC 機器の変更があっても、金額に影響がなければ変更交付申請は省略しても良いという認識で良いか。**

A11 お見込みのとおり。交付要綱第8条の規定による。

**Q12 実績報告書等の提出時期を知りたい。**

A12 事業完了後 20 日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日。交付要綱第9条による。

**Q13 システム標準仕様に対応した介護ソフトや PC のスペックについて知りたい。**

A13 ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト (<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>)にて、対応している介護ソフトの一覧が掲載されているので参照されたい。

同様に、PC のスペックについても同サイトに掲載されている「スタートガイド 導入フロー編」に記載があるので確認されたい。

**Q14 システムを導入している事業所を知りたい。**

A14 WAM NET (<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) のトップ画面に掲載されている「ケアプランデータ連携システム利用状況」から確認されたい。

**Q15 システムの研修を行っている事業者を知りたい。**

A15 Q6 と同様、介護情報基盤ポータル (<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>) に掲載されている「介護事業所向け導入支援事業者一覧」を参考にしてもらいたい。

**Q16 システム導入後から活用できておらず、研修を行いたいが入入済事業者にも拡充しないのか。**

A16 本事業の活用具合や予算残額を鑑み、導入済事業者への拡充も検討していく。